

栃木県緊急事態措置の概要

① 区域 栃木県全域

② 期間 令和2年5月11日（月）から令和2年5月31日（日）

③ 実施内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルスのまん延防止に向け、以下の対応を実施。

●外出自粛の要請（特措法第24条第9項）

- ・旅行など都道府県をまたいだ人の移動や、クラスターが多数発生している繁華街の接待を伴う飲食店等への出入りに対して、引き続き、自粛を強く要請

●施設の使用制限の要請（特措法第24条第9項等）

- ・ クラスターが発生した主な施設類型に対する休止を要請
- ・ 遊興施設等に対して休止を要請。
※ただし、施設に応じた感染防止対策の徹底が行われている施設を除く。
- ・ 医療施設等、事業の継続を求める施設に対しては十分な感染防止対策の協力を要請。

●催物（イベント等）の開催自粛の要請（特措法第24条第9項等）

- ・ クラスターが発生するおそれ等のあるイベント主催者等に対し、場所に関わらず、引き続き、開催の自粛を要請

外出自粛の要請（特措法第24条第9項）

- 旅行など都道府県をまたいだ人の移動や、クラスターが多数発生している繁華街の接待を伴う飲食店等への出入りに対して、引き続き、自粛を強く要請。

○感染拡大を予防する新しい生活様式の徹底

- ✓ 感染防止策（手洗い、咳エチケット等）を講じる
- ✓ 3つの密（密閉、密集、密接）を避ける
- ✓ 必要最小限の人数で活動する 等

※「人との接触を8割減らす、10のポイント」「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」の実践

○在宅勤務（テレワーク）や時差出勤、自転車通勤等の推進

- ✓ 職場における感染防止の取組（喚気、発熱等の症状のある者の出勤自粛、テレビ会議の活用等）の強力な推進を要請